

火災ごみ搬入基準

筑西広域圏内（結城市、筑西市、桜川市）の火災により発生した一般廃棄物（り災ごみ）を環境センターへ搬入する際の基準を規定します。なお、搬入までの諸手続については、環境センター火災ごみ搬入手続き（り災者）をご参照願います。

前提として、消防署でり災証明書の発行を受け、市役所生活環境課が現地を確認し、一般廃棄物処理手数料免除願が発行された後、環境センターと日程調整をしてからの受入となります。

受入可のごみ（火災）	受入不可のごみ（火災）
<p>① 持込ごみ分別リスト（市民版）に記載されているごみ</p> <p>② 木材 ※火災ごみに限り、太さ無制限、長さ3mまで</p> <p>③ サッシ等の金属部分（ガラス不可）</p> <p>注1 土や焼却灰等が混ざらないようお願いいたします。</p> <p>注2 ごみの分別を徹底していただき搬入をお願いします。</p>	<p>① 土、砂、砂利、石等</p> <p>② コンクリート、ブロック、レンガ、瓦等</p> <p>③ 灰、炭等</p> <p>④ 断熱材、保温材等</p> <p>⑤ 便器、浴槽等の陶磁器</p> <p>⑥ 家電リサイクル法対象の家電、パソコン</p> <p>⑦ 畳</p> <p>等の持込ごみ分別リスト（市民版）で 持込不可となっているもの</p> <p>⑧ プラスチック等焼け溶けて固まったもの</p> <p>⑨ 上記以外で、職員が受入不可と判断したごみ</p>

搬入時留意事項

- ① 鎮火から24時間以上経過してから搬入をお願いいたします。
- ② 木材を搬入の際は、他のごみを混載しないようお願いいたします。
- ③ 可燃物及び不燃物は、透明袋で分別し、搬入をお願いいたします。また荷降ろしは、搬入者ご自身となります。
- ④ 受付の際、必ず罹災証明書（コピー可）及び一般廃棄物処理手数料免除願（原本）を持参してください。

その他留意事項

- ① り災していない箇所のいわゆる片付けごみは、対象外となります。
- ② 火災発生から1年以上が経過した際は、通常の一般廃棄物の扱いになります。
- ③ 店舗、工場、アパート等単独の事業用建造物の火災ごみは、対象外となりますが、住居を兼ねている場合は、別途協議させていただきます。

《搬入等に関するお問い合わせ》

筑西広域市町村圏事務組合 環境センター ☎ 0296-33-3755